

お知らせ

お問合せ先

留寿都村役場	0136-46-3131
留寿都村教育委員会	0136-46-3321
留寿都診療所	0136-46-3774
地域包括支援センター	0136-47-2277
羊蹄山ろく消防組合留寿都支署	0136-46-3304

税務課

(庁舎②番窓口)

家屋の新築等がある場合はご連絡ください

家屋の新築または増築があった場合は、税務課までご連絡ください。翌年からの固定資産税を計算するために家屋の評価をさせていただきます。

ご連絡をいただければ、都合のよい時間を相談の上、税務課職員が伺います。(税務課から連絡、訪問をすることもあります。)

家屋を取り壊した場合、所有権を移転した場合もご連絡ください。

納期限 11月1日(月)
国民健康保険税第5期納期限
後期高齢者医療保険料第5期納期限
※忘れずに納めましょう

企画観光課

(庁舎⑦番窓口)

「村長のタウンミーティング」随時募集中!

団体やグループの集まりなどに村長が出向き、お話をする「村長のタウンミーティング」を実施しています。村長とお話したい、村政について聞きたいことや要望があるなどテーマは問いません。概ね5名以上の団体またはグループで、開催希望日の約2週間前までに企画観光課へお申込みください。日程調整後、開催のご連絡をいたします。詳しくは企画観光課までお問合せください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日程については相談させていただきます。

他機関からのお知らせ

消費税インボイス制度の登録申請受付が10月1日より始まります

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付す

ることができるようになります。

令和5年10月1日から登録事業者となるには、**令和3年10月1日から令和5年3月31日までに登録申請書を所管する税務署に提出する必要があります。**

「インボイス」ってなに？

売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には現行の区分記載請求書に「登録番号」「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」ってなに？

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

■お問合せ先

専用ダイヤル 0120-205-553 (平日9:00~17:00)
 倶知安税務署 0136-22-1192
 国税庁ホームページQRコード



法人道民税等の申告等を電子で

法人道民税・事業税及び特別法人事業税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム(エルタックス)のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

エルタックスホームページ

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

■お問合せ先

札幌道税事務所税務管理部課税第一課
 TEL011-204-5083